

神奈川県アーチェリー部OB会規約

第1章 総則

第1条（本会の名称）

本会は、神奈川県アーチェリー部OB会と称する。

第2条（本会の目的）

本会は、会員相互の親睦並びに神奈川県アーチェリー部への援助及び指導を目的とする

第3条（本会の活動）

本会は、前条の目的を達成するため、諸行事を行うものとする。

第4条（事務所）

本会の本部は、神奈川県アーチェリー部内に置き、別途事務局を置くこととする。

第2章 会員

第5条（会員）

本会の会員は、神奈川県アーチェリー部を引退した者とし、引退した翌年度の4月1日に入会資格を取得する。

第6条（会員の義務）

本会の会員は、本会の目的を達成するために、本規約を順守し、会費の支払等の義務を負う。

第7条（入退会等の手続き）

新たに本会に入会し、又は本会を大会する者は、書面等により第16条に定める者に届け出ねばならない。

2 入会後に住所、連絡先等を変更したときは、速やかにその旨を第16条に定める者に届け出ねばならない。

第3章 役員及び組織

第8条（役員会）

本会に役員会を置く。

2 役員会は、役員10名以内をもって組織する。

3 役員会は、本会の運営全般について協議し、決定する権限を有するとともに本会の発展に努める責務を負う。

第9条（役員）

次の者を本会の役員と定める。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 監事
- 4 総務部長
- 5 経理部長
- 6 現役支援部長
- 7 広報部長

第10条（役員を選任及び任期）

役員は、原則として会員として継続して3年以上在籍する者の中から総会において互選により選出する。

- 2 役員任期は原則として5年とする。ただし再任を妨げない。

第11条（役員補欠）

前条の規定にかかわらず、任期の途中で役員に欠員が生じた場合は、役員会において会員の中から補欠の役員を選出することができる。この場合における当該補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第12条（会長）

本会に会長1名を置く。

- 2 会長は、役員互選により選出する。
- 3 会長は、役員会及び本会を代表し、会務を総理する。

第13条（副会長）

本会に副会長を置く。

- 2 副会長は、役員互選により選出する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 役員会は、前項の規定により会長の職務を代理する者について副会長のうち1名を指名するものとする。

第14条（監事）

本会の会計及び業務の適正を確保するため監査役として監事を置く。

- 2 監事は、会計に精通している役員互選により選出する。
- 3 監事は、第32条に定める監査を行うこととする。

第15条（役員会）

役員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 役員会は、必要に応じて開催する。
- 3 前項に規定するもののほか、会長は、他の役員から役員会の開催を求められたときは、これを招集しなければならない。
- 4 役員会は、原則として全役員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、書面または電子媒体等によりあらかじめ議題となる案件に対して意思表示をすることで、出席したものとみなすことができる。
- 5 議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 6 軽易な事案又は急を要する事案については、第1項から前項までの規定にかかわらず、会長限りで当該事案を処理することができる。
- 7 前項の規定により会長限りの処理をしたときは、会長は、直近の役員会または総会にこれを報告しなければならない。
- 8 役員会が必要と認めるときは、有識者または関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

第16条（組織）

本会の業務を円滑かつ的確に行うため役員会の下に次の組織を置く。

- (1)総務部
- (2)経理部
- (3)現役支援部
- (4)広報部

第17条（相談役）

役員会は業務を円滑かつ的確に行うため、相談役を置くことができる。相談役は会長経験者をもって充てる。

第18条（部長）

第16条に規定する部の責任者として部長を置く。

- 2 前項の部長は、役員をもって充てる。
- 3 担当する部については、役員会の互選により選出する。
- 4 役員は、兼任を妨げない。ただし、幹事は経理部長を兼ねてはならない。

第19条（総務部の業務）

総務部は、次の業務を所掌する。

- (1)行事の企画・運営に関する事
- (2)会員に関する事
- (3)規約に関する事
- (4)各部の業務の調整等に関する事
- (5)他の部の所掌に属さない事項に関する事

第20条（経理部の業務）

経理部は、次の業務を所掌する。

- (1) 会費その他収入に関する事
- (2) 支出に関する事
- (3) 決算及び予算に関する事
- (4) 財政に係る企画等に関する事

第21条（現役支援部の業務）

現役支援部は、次の業務を所掌する。

- (1) 神奈川大学アーチェリー部の部員（以下「現役部員」という。）との連絡調整に関する事。
- (2) 現役部員からの相談等に関する事。
- (3) 現役部員への指導に関する事。
- (4) 現役部員を指導する者の選任に関する事。
- (5) 現役部員への支援に係る企画・立案に関する事。

第22条（広報部の業務）

広報部は、次の業務を所掌する。

- (1) ホームページに関する事。
- (2) 会員への情報発信に関する事。

第23条（スタッフ）

第18条に定める部長を補佐し、業務を処理するスタッフを置くことができる。

2 前項のスタッフは、会員の中から総務部長が任命する。

第4章 総会

第24条（総会の招集）

会長は、毎会計年度終了後に定期総会を招集することとする。

2 会長は、他の役員から総会の開催を求められたとき又は会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

第25条（開催日）

総会の開催日は、役員会においてこれを決する。

第26条（議長）

総会の議長は、会長または会長が指名する役員が務め、議事を整理し、進行する。

第27条（決議）

総会の決議は、出席した者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、

議長が決するところによる。

第28条（説明）

総会に提出した議案について、出席者から特定の事項について説明を求められたときは、当該事項を所掌する役員は、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項の説明が会員の共同の利益を害し、又は本会の目的に反することとなる場合は、この限りでない。

第5章 会計

第29条（収入）

本会の収入は、会費、寄付金、利息等とする。

第30条（支出）

本会の支出は、会務の執行に必要と認められる経費とする。なお、役員及びスタッフは無報酬とする。

第31条（決裁）

支出に係る最終決裁者は本会の会長とし、支出を求める者は、書面等または口頭により会長の承認を得なければならない。

2 経理部長は毎年度終了後、年度毎の決算収支報告書を監事に提出し、監査を受けなければならない。

第32条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第33条（監査）

監事は、毎年1回会計監査を実施しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、監事が必要と認めるときは、何時でも会計監査又は業務監査を実施することができる。

3 前二項の規定により監査を実施したときは、監事は、直近の役員会及び総会に監査結果を報告しなければならない。

第6章 その他

第34条（規約の改正等）

本会の規約の制定及び改廃は、総会において出席した者の3分の2以上の決議をもってこれを決する。ただし、書面または電子媒体によりあらかじめ議題となる案件に対して意思表示することで、出席したものとみなすことができる。

第35条（解散）

本会の解散は、総会において出席した者の4分の3以上の決議をもって決する。
ただし、書面又は電子媒体等により意思表示をすることで、出席したものとみなすことができる。

第36条（その他）

本規約に定めのない事項は、役員会において決する。

2 前項の規定により本規約に定めのない事項について役員会が決定したときは、直近の総会において報告しなければならない。ただし、軽易な事項であると役員会が認めたときは、この限りではない。

附 則

昭和61年2月23日制定

平成2年6月10日改訂

平成24年7月8日改訂

平成25年6月8日改訂

令和元年7月1日改訂